

各 位 様

明石市財務室契約担当

**建設業法施行令の一部改正に伴う主任技術者等の専任の改正
ならびに現場代理人の兼務の緩和の改正について**

1. 改正案

項 目		明石市			
		改正前		改正後	
土木一式工 事・その他工事	設 計 金 額 (税 込)	3,500万円 未満	3,500万円 以上	<u>4,000万円</u> 未満	<u>4,000万円</u> 以上
	主任技術者	非専任(原 則)2件まで	専任	非専任(原 則)2件まで	専任
	現場代理人	2件まで 兼務可	兼務不可	2件まで 兼務可	兼務不可
建築一式工事	設 計 金 額 (税 込)	7,000万円 未満	7,000万円 以上	<u>8,000万円</u> 未満	<u>8,000万円</u> 以上
	主任技術者	非専任(原 則)2件まで	専任	非専任(原 則)2件まで	専任
	現場代理人	2件まで 兼務可	兼務不可	2件まで 兼務可	兼務不可

(参考) 建設業法における主任技術者・監理技術者の専任配置
が必要な工事請負代金の額(税込)

	改正前	改正後
土木一式工事・その他工事	3,500万円以上	4,000万円以上
建築一式工事	7,000万円以上	8,000万円以上

特定建設業の許可及び監理技術者の必要な下請負代金の額(税込)

	改正前	改正後
土木一式工事・その他工事	4,000万円以上	4,500万円以上
建築一式工事	6,000万円以上	7,000万円以上

2. 改正理由

本市では、設計金額(税込み)3,500万円以上の土木一式・その他工事、設計金額(税込)7,000万円の建築一式工事については、主任技術者を専任としています。また、設計金額(税込)3,500万円未満の土木一式・その他工事、設計金額(税込)7,000万円の建築一式工事の場合は、主任技術者を非専任とし、2件まで兼務可能としています。また、現場代理人についても、設計金額3,500万円未満の土木一式・その他工事(建築一式工事は7,000万円未満)の案件については、現場代理人の兼務を2件まで可能としています。

今回の改正では、建設業法施行令が令和5年1月1日付で一部改正され、技術者の専任配置が必要となる建設工事の請負代金の額(税込)が引き上げられたことから、本市においても同

様に改正することで、技術者の有効活用を図り、応札者確保による入札不調の防止、競争性向上を目的とするものである。

3. 適用開始日

令和5年4月1日以降に公告する案件から適用

問い合わせ先

明石市総務局財務室契約担当

TEL：078-918-5012(直通)